

令和5年4月1日
社会福祉法人尾道さつき会

男女の賃金差異の公表

社会福祉法人尾道さつき会における男女の賃金差異を次のように公表いたします。

	男女の賃金の差異
正社員	88.0%
パート・有期社員	81.9%
全社員	81.0%

※小数点第2位を四捨五入

- 対象期間：令和4年度事業（令和4年4月1日から令和5年3月31日まで）
- 賃金：基本給、手当、賞与等を含み、退職手当を除く。
- 正社員：雇用の期間に定めのない職員を対象
- パート・有期社員：パートタイマー、嘱託等の雇用の期間に定めのある職員を対象とし、派遣社員は除く。
- ※パート労働者においては、正社員の所定労働時間（1日8時間）で換算した人数を基に平均年間賃金を算出しています。